

ふるさと納税者に特産物を

質問

ふるさと納税制度とは、地方の活性化を目的とし、居住地にこだわらず、自治体に2千円を超す、額を寄附すれば、居住地の個人住民税や、所得税が一定限度額まで控除される。当市の5年間の寄附額は。

企画部長

総合計で52件、7千57万116円、23年度に市外の方から3千万円、24年度は市内の方から2千600万円の大口寄附者があった。

質問

納税者に、旬の農産物、あいさいさんグッズを送れば市の農業振興にもなり、ピールにもつながるが。

企画部長

市外の方から寄附がされた場合に、特産物を送ることに關しては、関係課とともに前向きに検討していく。



堀田 清 議員

新規就農対策(レンコン道場)は

質問

市の特産物である、レンコン栽培農家の高齢化、後継不足を補うために、行政・農協普及所が、一体となり、新規就農対策を活用、希望者を募集、就農者に、年間150万円の青年就農給付金が7年間支給されるが、経営開始型では、市内に住所を移さなければならぬ。市で住宅手当の考えは。

経済課長

経営開始型は、150万円以外に農地を確保され収入を得るので自分で探していただく。

質問

150万円の給付金では生活はできない、後継者を育てるならば、市、独自の施策を。

市長

農家の後継者不足は深刻な問題であるが、現在の仕組みの中で、自立することを市として考えていく。



▲「レンコン道場」の研修参加者